

お持ちの空家、 お困りのことはありませんか？

売却できる？

相続した物件に共有者がいて…

相続手続って何をするの？

船橋市と協定を結んだ専門団体の
相談員が、ご相談にお答えします

千葉司法書士会

相続手続等に関すること

千葉県宅地建物取引業協会 船橋支部

売却・利活用に関すること

千葉県土地家屋調査士会

土地建物の調査や境界に関すること

千葉県弁護士会

相続協議等法律に関すること

お申込みは右コードから
または「空家相談申込書」を
市民安全推進課へご提出ください。



船橋市 市民安全推進課
FUNABASHI CITY

〒273-8501 船橋市湊町2丁目10番25号

Tel : 047-436-3110 Fax : 047-436-2299

メール : shian@city.funabashi.lg.jp